

農業委員会と市町村の事務分担

<初認定>

養父市：平成26年9月9日

新潟市：平成26年12月19日

愛知県：平成27年9月9日

● (国家戦略特別区域法 第19条)

規制改革の内容

特例措置前

農地の権利移転に関する許可事務については農業委員会に制限され、処理に時間を要している

特例措置

市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管

効果

- 地域の農地の流動化が円滑に進展
- 農地の権利移転に関する事務処理期間が大幅に短縮

規制改革の概要

